平成２２年（再イ）第５３号
静岡県藤枝市清里２丁目７番地の２
再生債務者　大堀　哲哉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月６日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第４２３号
愛知県半田市幸町１丁目24番地
再生債務者　渡邉　恒夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第３号
宮崎県都城市上長飯町75号４番地２
再生債務者　亀元　孝能
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月６日
宮崎地方裁判所都城支部破産係

平成２３年（再イ）第２３号
札幌市豊平区美園２条８丁目１番28―501号
再生債務者　金谷　慎吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第４９２号
横浜市保土ヶ谷区法泉３丁目22番18―108号
再生債務者　三津間哲夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月６日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第５５号
横浜市都筑区加賀原１丁目44番１―101号
再生債務者　石井　正雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月６日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第５０号
新潟県妙高市学校町９番７号
再生債務者　馬場　　仁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月６日　新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（再イ）第２号
富山県高岡市中川本町３番14号
再生債務者　澤田　郁夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月６日　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（再イ）第６４号
香川県高松市今里町１丁目４番地７
再生債務者　長野　正夫（旧姓近藤）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月６日
高松地方裁判所破産・再生係

独立行政法人理化学研究所公告

平成 23 年６月 17 日
独立行政法人理化学研究所
理事長　野依　良治

独立行政法人理化学研究所の任期制職員給与規程の一部変更

任期制職員給与規程の一部を平成23年３月31日付で変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第２項の規定に基づき公表する。

なお、詳細については、当所ホームページ（http://www.riken.jp/）により公表する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 23 年６月 17 日
東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

１．⑶⑤イ及びロを次のとおり改める。

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に、高速国道又は別表６に掲げる高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）を通行する全自動車のうち、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ＥＴＣ車」という。）。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別表６に掲げる高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

ただし、平成20年10月14日から平成26年３月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は50パーセントとする（平成21年４月29日から平成26年３月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は⑵①イ㈠に定める対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）、⑵①ロに定める均一制を適用する各区間（以下「均一制区間」という。）又は別表６に掲げる各高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

１．⑶のうち、⑥中、「（キロ程適用日からに限る。）」を「（別表５に定める一般有料道路等のキロ程のうち東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程の適用を開始する日（以下「キロ程適用日」という。）からに限る。）」に改める。⑦及び⑪中、「⑥」を「⑤」に改める。

１．⑶のうち、⑫を次のとおり改める。

⑫休日特別割引

イ　割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に高速国道又は別表６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。